

[事案 29-160] 契約無効請求

・平成 30 年 2 月 20 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-159] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足があったこと等を理由に、契約変更を無効とし、変更前契約に戻すよう求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年に契約した終身保険の医療特約を平成 28 年 10 月に医療保険に変更したが、以下等の理由から、契約変更を無効とし、変更前契約に戻して欲しい。

- (1) 募集人の説明不足があり、変更前契約でも医療保障は充分であった。
- (2) 変更後契約に関しては、配偶者の言葉を聞いただけで、募集人からの説明は聞いていなかった。
- (3) タブレットで説明されただけで、内容はわからず、サインのみさせられた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約変更は、申立人配偶者の契約変更の際し、申立人配偶者が、申立人の契約についても同様の変更をしてほしいと述べたことから行われたものである。変更前後を通じ、保険料は申立人配偶者の銀行口座から引き去られており、本契約についての実質的決定権は申立人配偶者にあった。
- (2) 募集人は、申立人の自宅を訪問し、申立人に対し、設計書を用いて、変更後契約の保障内容のほか、保険料払込期間や保険料の額について説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約変更時の状況を確認するため、申立人、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。